

壱岐島送客支援キャンペーン実施要項

令和4年8月10日

(趣旨)

第1条 「壱岐島送客支援キャンペーン」(以下「キャンペーン」という)については、この要項に定めるところによる。

(キャンペーンの目的)

第2条 燃料油価格の高騰により、燃料油価格変動調整金がこれまで経験したことがない程の値上げが予想され、コロナ禍からの観光需要の回復に大きな支障となることが危惧されることから、費用の一部を支援等することで、観光需要の喚起を図る。

(キャンペーン対象事業者)

第3条 キャンペーン対象事業者(以下「キャンペーン事業者」という。)は旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた事業者とする。

(キャンペーン対象事業)

第4条 キャンペーンの対象となる事業(以下「キャンペーン対象事業」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たした旅行商品を対象とする。

- (1) 募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること。
- (2) 1団体10名以上(実績ベース)であること。※添乗員、ツアーガイドは含まない
- (3) 壱岐市内宿泊施設に1泊以上すること。
- (4) 壱岐市内バス事業者の貸し切りバスを利用すること。
- (5) 広告物・行程表等へキャンペーンロゴの掲出を行うこと。
- (6) 今回新規に造成・販売する商品であること。
- (7) 壱岐市独自の他の誘致事業とは併用できません。
- (8) 令和4年10月1日から令和5年2月28日に宿泊するツアーであること。

(キャンペーン支援額等)

第5条 支援額は、実績に応じて1人泊送客あたり1,000円とし、予算の範囲内で支払うものとする。なお、予算額に達した時点で終了とする。

(申請)

第6条 支援を受けようとする事業者は、次の書類を一般社団法人壱岐市観光連盟会長(以下「連盟会長」という。)に提出しなければならない。なお、書類の提出時期は、原則としてツアー催行日の5営業日前までとする。

- (1) 交付申請書(様式第1号)

- (2) 実施計画書（別記1）募集型企画旅行のみ
- (3) 行程表が記載された企画書等内容が分かる書類

(支援決定)

第7条 連盟会長は、前条による申請があったときは、その申請内容を審査し、キャンペーン対象と認めたときは、すみやかにキャンペーンの支援決定を行い、キャンペーン決定通知（様式第2号）によりキャンペーン事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 キャンペーン事業者は、対象事業の完了後、又は毎月事業実施後、15日以内に次の書類を連盟会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第3号）
- (2) 壱岐島送客支援キャンペーン実績内訳書（別記2）
- (3) 募集型企画旅行は旅行商品ごとのパンフレット、受注型企画旅行は、企画書面・行程表
- (4) その他連盟会長が必要と認めるもの

2 連盟会長は、提出された書類が規定に合致するか確認を行い、下記の書類を各事業者に照会し、適正と認めた場合は、支援額を確定し、キャンペーン確定通知（様式第4号）によりキャンペーン事業者に通知するものとする。

- (1) 宿泊施設へ宿泊実績の確認
- (2) 貸切バス事業者へ利用実績の確認

(支援金請求)

第9条 前条の規定により通知を受けたキャンペーン事業者が支援を受けようとするときは、請求書（様式第5号）を連盟会長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第10条 連盟会長は適正な請求書を受理した日から、30日以内にキャンペーン事業者に支援金を支払うものとする。

(帳簿等の保管)

第11条 キャンペーン事業者は、当該キャンペーン事業にかかる証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、このキャンペーンの実施に関して必要な事項については連盟会長が別に定めるものとする。